

文理学院「奨学生制度」のご案内

山梨県・静岡県に33校舎(2021年4月より34校舎)を展開する(株)文理学院では2021年3月より「奨学生制度」を設置することとなりました。(詳しくは別項の「奨学生募集要項」をご参照ください)

弊社では2019年9月以降、SDGs(持続可能な開発目標)への諸活動を行ってまいりました。SDGsの17のゴールのうち、主に7つのゴールへ向け①質の高い教育のための指導力向上、②節電・紙の使用量の節約、③女性活躍推進、④子ども食堂への寄付などを具体的に行ってきました。これらの活動は社として引き続き推進してまいります。

今回の「奨学生制度」の設置はSDGsのうち4.「質の高い教育をみんなに」のゴールへ向けての制度です。また、文理学院を学び舎とした塾生たちが社会貢献できる人材として羽ばたいてほしいという願いと、弊社社員たちがこれまで以上に誇りをもって教育に携わってほしいという願いもあり、8つ目のゴール「働きがいも経済成長も」を視野に入れた「社としての決意」であります。

「文理学院奨学生制度」は、他の学習塾・予備校などで時折見られる「特待生制度」(学力の優秀な生徒たちを無料または低料金で抱える制度)とはまったく異なります。正規の授業料を下げるなどして生徒を迎え入れるのであれば、「学校以外でも勉強をしたいと強く望んでいるが、家計の事情でそれが難しい生徒であるべきだ」と私たちは考えてきたわけです。

今回、この「奨学生制度」を設置するにあたっては、社内各役員をはじめ、多くの社員の賛同を得ることができ実現しました。この場を借りて心から感謝申し上げます。

これまで通塾が困難であった生徒の皆さんは、この制度を活用し精一杯勉学に勤しみ、近い将来、人様のお役に立つことのできる立派な社会人として大活躍して欲しいと強く願っています。

(株)文理学院 代表取締役社長
小倉 勤

文理学院「奨学生募集要項」

別紙「奨学生制度」を利用し文理学院に通塾する奨学生を以下の条件・内容で募集します。

【 応募期間 】 毎年1月15日～2月15日

【 募集人数 】 6名程度 *文理学院が校舎展開する地域で各県3名程度
※ご応募が募集人数を超える場合は、当社の選考基準にて選抜

【 対象・条件 】①経済的な理由で通塾が困難なご家庭のお子様
「世帯年収250万円未満のご家庭を対象とする」
②新中1～新高3(4月時点)
③学習への意欲があり、大学進学を目指す者
④文理学院のルール、校舎長との約束を守る規範意識があること
※年度途中、年度末での見直しを行う
※条件、見直しなどに関しては別途「覚書」を交わす

【奨学生対象期間】 中学生は3月～翌2月末(中3は翌3月末)
高校生は4月～翌3月末
※中1からは制度を利用する生徒は最長で6年間対象となります。

【 費用 】 通常授業料「無料」 ※教材費のみ徴収 ※諸経費、講習費などは一切いただきません

【 選考 】 ご応募から1週間～10日以内に選考
①基礎学力テスト(英・数/国・算)
②課題作文(例)「自分が社会人になって行いたいこと」
③保護者・生徒との社長・役員面談

【選考時提出物】①所得を証明する書式(源泉徴収票コピー、確定申告書コピー)
②生徒本人の学校の通信簿原本

【その他】 奨学生としての個人情報は一切非公開とし、各校舎では通常生と同等に扱う

ご応募・お問い合わせは(株)文理学院管理本部 TEL 0554-43-5330 奨学生制度担当 まで